

## 16 障害者能力開発助成金

障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

本助成金は、次の4つの助成金に分けられます。

- I 能力開発訓練施設等の設置・整備費を助成する「第1種（施設設置費）助成金」
- II 障害者能力開発訓練事業の運営費を助成する「第2種（運営費）助成金」
- III 雇用する障害者に障害者能力開発訓練を受講させる事業主を助成する「第3種（受講）助成金」
- IV グループ就労訓練の実施を助成する「第4種（グループ就労訓練）助成金」

### I 第1種（施設設置費）助成金

障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設等の設置・整備を行う事業主等に対して助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

#### 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業主等（以下「申請事業主等」という）が、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合する障害者職業能力開発訓練事業を行うための施設等を設置・整備した場合に受給することができます。

**注意** 次の場合は支給対象となりません。

- 1 中古または自社製品の能力開発訓練施設等を購入する場合
- 2 親会社、子会社、関係会社から能力開発訓練施設等を購入する場合
- 3 親会社、子会社、関係会社に能力開発訓練施設等の工事等を発注する場合
- 4 申請事業主等が自ら能力開発訓練施設等の施行を行う場合

#### 対象となる事業主等

本助成金を受給する事業主等は、次の1～4のいずれかに該当していることが必要です。

- 1 事業主または事業主の団体
- 2 専修学校または各種学校を設置する学校法人または法人
- 3 社会福祉法人
- 4 その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

#### 支給額

- 1 本助成金の支給額は、支給対象費用（※1）に4/5を乗じて得た額です。
- 2 ただし、初めて助成金の対象となる施設等の場合は2億円、過去にこの助成金の支給対象となった施設等の場合は5,000万円を上限とします。

※1 施設の設定・整備に要した費用。詳細は高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

## 受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主等は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

### 1 受給資格認定申請

申請に係る事前協議を行った上で、定められた期間内に（※2）、「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて（※2）、管轄の高齢・障害者雇用支援センターへ提出してください。

### 2 支給請求

1によって本助成金の受給資格の認定を受けた後、定められた期間内に（※2）、「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて（※2）、受給資格認定申請書を提出した高齢・障害者雇用支援センターへ提出してください。

※2 申請期間、提出書類その他手続きの詳細については、高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。

## 利用にあたっての注意点

本助成金を受給するためには、本パンフレットに記載した事項以外にも様々な要件を満たす必要がありますので、申請の際には高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

## Ⅱ 第2種（運営費）助成金

障害者能力開発訓練を行う事業主等を対象として助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

## 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業主等（以下「申請事業主等」という）が、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合する障害者職業能力開発訓練事業を行う場合に受給することができます。

**注意** 次の場合は支給対象となりません。

- 1 以下の設備や物品等を購入または賃借する場合
  - （1）申請事業主等、その親会社、子会社、関係会社が所有する設備、物品等
  - （2）中古または自社製品
  - （3）親会社、子会社、関係会社が販売等する設備、物品等
- 2 申請事業主等自ら工事等を施行する場合

## 対象となる事業主等

本助成金を受給する事業主等は、次の1～4のいずれかに該当していることが必要です。

- 1 事業主または事業主の団体
- 2 専修学校または各種学校を設置する学校法人または法人
- 3 社会福祉法人
- 4 その他障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

## 支給額

- 1 本助成金の支給額は、支給対象費用（※1）に3/4または4/5（※2）を乗じて算出した額です。
- 2 ただし、受講生1人につき月16万円（特例17万円）を上限とします。

※1 個別に算定される障害者能力開発訓練事業等の運営に要する費用

※2 実施する訓練事業の種類によりいずれかの率が採用されます

## 受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主等は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

### 1 受給資格認定申請

申請に係る事前協議を行った上で、定められた期間内に（※3）、「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて（※3）、管轄の高齢・障害者雇用支援センターへ提出してください。

### 2 支給請求

1によって各助成金の受給資格の認定を受けた後、定められた期間内に（※3）「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて（※）、受給資格認定申請書を提出した高齢・障害者雇用支援センターへ提出してください。

※3 申請期間、提出書類その他手続きの詳細については、高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。

## 利用にあたっての注意点

本助成金を受給するためには、本パンフレットに記載した事項以外にも様々な要件を満たす必要がありますので、申請の際には高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

## Ⅲ 第3種（受講）助成金

雇用する障害者に、障害者能力開発訓練を受けさせる事業主を対象として助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

## 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の1の「対象障害者」に対して、2の訓練を行うとともに3によって継続雇用する場合に受給することができます。

### 1 対象障害者

本助成金の「対象障害者」は、事業主に雇用される次の（1）～（4）のいずれかに該当する障害者です。

（1）身体障害者

（2）知的障害者

（3）精神障害者

（4）上記の障害者である在宅勤務者

### 2 訓練

対象障害者に障害者能力開発訓練を受講させること

### 3 継続雇用

訓練を受けた対象障害者を、訓練終了日から1年以上の期間、引き続き雇用すること

## 対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、対象障害者を雇用しその者に障害者能力開発訓練を受講させることが必要です。

## 支給額

- 1 本助成金の支給額は、支給対象費用（※1）に3/4を乗じて算出した額です。
- 2 ただし、対象障害者1人につき月8万円を上限とします。

※1 支給対象障害者に障害者能力開発訓練を受講させている期間に、支給対象障害者に支払われる賃金の額

## 受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主等は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

### 1 受給資格認定申請

定められた期間内に（※2）、「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添え（※2）、管轄の高齢・障害者雇用支援センターへ提出してください。

### 2 支給請求

1によって各助成金の受給資格の認定を受けた後、定められた期間内に（※2）、「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて（※2）、受給資格認定申請書を提出した高齢・障害者雇用支援センターへ提出してください。

※2 申請期間、提出書類その他手続きの詳細については、高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。

## 利用にあたっての注意点

本助成金を受給するためには、本パンフレットに記載した事項以外にも様々な要件を満たす必要がありますので、申請の際には高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。

## IV 第4種（グループ就労訓練）助成金

障害者のグループに事業所での教育訓練を行う事業主等を対象として助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

## 対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）または団体（以下「申請団体」という）が、1の対象障害者のグループに対して、2の条件によって、下表の訓練を行う場合に受給することができます。

### 1 対象障害者

本助成金の「対象障害者」は、次の（1）～（3）のいずれかに該当する者です。

- （1）身体障害者
- （2）知的障害者
- （3）精神障害者

### 2 訓練の条件

次の（1）～（4）のすべての条件を満たした訓練を行うこと

- (1) 3人以上（ただし職場実習型の場合は1人以上）5人以下の対象障害者のグループをつくり、そのグループごとに同一事業所内で就労を通じた訓練を行うこと。
- (2) 障害者の就労支援の経験のある訓練担当者および副担当者をおくこと
- (3) 訓練時間が1人あたり3か月につき120時間（週10時間）以上、週20時間を基準とすること（ただし職場実習型の場合は1人あたり週20時間以上）
- (4) 訓練期間は1人あたり3か月以上3年以内  
（ただし職場実習型の場合は1人あたり2週間以上2か月以内とし、対象障害者が特別障害者が特別支援学校を卒業した後に翌年度の4月末までに、申請事業主の雇用率の算定対象となる労働者として雇用された場合に、そのグループについて支給対象となります）

訓練の型	事業の実施主体	事業内容
請負型	申請事業主・申請団体	申請事業主または申請団体が企業から業務を請け負い、対象障害者のグループに対して当該請負業務の就労を通じた訓練を実施し、当該障害者をいずれかの企業の雇用率の対象となる労働者への移行させることを促進する
雇成型	申請事業主	対象障害者を雇用する申請事業主が、当該対象障害者のグループに対して就労を通じた訓練を実施し、当該障害者を当該申請事業主の雇用率の対象となる労働者へ移行させることを促進する
派遣型	申請事業主	派遣契約に基づいた対象障害者の派遣労働者を受け入れる申請事業主が、当該対象障害者のグループに対して就労を通じた訓練を実施し、当該申請事業主の雇用率の対象となる労働者へ移行させることを促進する
職場実習型	申請事業主	特別支援学校の高等部の第3学年の生徒である対象障害者のグループに対して、申請事業主の事業所内で職場実習を通じた訓練を実施し、当該申請事業主の雇用率の対象となる労働者へ移行させることを促進する

## 対象となる事業主等

本助成金を受給する事業主または団体（※1）は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 厚生労働大臣が定める基準に適合する訓練を実施する事業主等であること
- 2 要件に適合する訓練担当者による訓練を行う事業主等であること

※1 障害者就業・生活支援センターや指定障害者福祉サービスに該当する就労移行支援・就労継続支援の事業を行う法人など

## 支給額

- 1 本助成金の支給額は、下表②の支給対象費用に③の助成率を乗じて算出した額または②の支給対象費用に相当する④の助成額のいずれか（請負型の場合は両者の合計額）です。
- 2 ただし、下表⑤の額を上限とします。

①訓練の型	②支給対象費用	③助成率	④助成額	⑤上限額
請負型	訓練担当者の配置に要した費用	3/4		訓練担当者1人につき 月24万円
	訓練協力企業に対して支払う額		1グループ1日 2,500円	月5万円
雇成型	訓練担当者の配置または委嘱に要した費用	4/5		・訓練担当者を配置する場合 1人につき 月25万円 ・訓練担当者を委嘱する場合 1回15,000円（年250万円）
派遣型	訓練担当者の配置または委嘱に要した費用	4/5		・訓練担当者を配置する場合 1人につき 月25万円 ・訓練担当者を委嘱する場合 1回15,000円（年250万円）
職場実習型			1グループ1日 2,500円	月5万円

- 3 職場実習型以外の場合の支給対象期間は4月から翌年度の3月までの2年間であり、年度前半分と後半分がそれぞれまとめて支給されます。対象障害者が一定の要件で就職した場合は、3年度目も支給対象となります。

職場実習型については、該当月分がまとめて1回で支給されます。

## 受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主または申請団体は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

### 1 受給資格認定申請

定められた期間内に（※2）、「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて（※2）、管轄の高齢・障害者雇用支援センターへ提出してください。

### 2 支給請求

1によって各助成金の受給資格の認定を受けた後、定められた期間内に（※2）、「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて（※2）、受給資格認定申請書を提出した高齢・障害者雇用支援センターへ提出してください。

※2 申請期間、提出書類その他手続きの詳細については、高齢・障害者雇用支援センターへお問い合わせください。

## 利用にあたっての注意点

各助成金を受給するためには、本パンフレットに記載した事項以外にも様々な要件を満たす必要がありますので、申請の際には高齢・障害者雇用支援センターにお問い合わせください。